

補助

事業の用に供する機械設備などの取得費用の一部を補助します！

－ 幌延町商工業経営基盤強化支援補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・ 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・ 町税などの滞納がないこと など

○対象経費

- ・ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品、ソフトウェアの購入費（1 機械設備が20万円以上）

○車両について

乗用車、農耕用作業車両を除きます。ただし、事業の目的に合うと認められる場合は、事業占用割合などを考慮して決定します。

○中古取得について

「法定耐用年数が2年以上あるもの」かつ「メーカーなどからの取得」

○補助率、限度額及び申請回数

補助率	補助対象経費の50%	
限度額	① 創業・第2創業・新事業展開	500万円
	② 既存商工会員・商工会未登録事業者	300万円
申請回数	限度額に達するまで複数回申請可能	

○その他

- ・ 取得した機械設備などは、5年を経過するまで売買・譲渡・貸付・付与などをしてはいけません。
- ・ 補助対象機械設備などに係る必要な調査に対するの協力をしなければなりません。

お問い合わせ先:産業建設課 商工林政係 電話: 5-1115 告知端末機: 5-8815

補助

従業員（65歳以下）に取得させる資格などに係る費用の一部を補助します！

－ 幌延町商工業人材育成促進補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・ 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・ 町税などの滞納がないこと など

○対象となる経費及び対象外となる経費

対象となる経費	対象外となる経費
①業務に関係する資格取得のための受験料または受講料（テキスト代含む）	①飲食費、消耗品費、通信運搬費
②旅費（日当2,300円、移動費15円/km、20日分を限度とする） ※片道が160km以上で宿泊が伴う場合は、11,300円/日、日帰りの場合は、日当2,500円上乗せ	②補助対象経費が3万円に満たないもの
	③普通自動車第1種免許、普通自動2輪免許、原動機付自転車免許 など
	④その他、資格取得を要さない講習などについては本事業の対象とならない場合あり

○補助率、限度額及び申請回数

補助率	補助対象経費の50%
限度額	限度額20万円
申請回数	限度額を上限に複数回可能

お問い合わせ先:産業建設課 商工林政係 電話: 5-1115 告知端末機: 5-8815